

## 第8章 災害情報活動計画

(趣 旨)

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じた場合、これら災害に対処するため、災害に関する各種情報を収集し、関係機関に対して迅速かつ確実に連絡するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第1節 情報収集

(情報収集)

第1 次の各号により、災害情報、風水害、火災及び災害発生につながる重要な気象情報等を迅速、的確に収集する。

- (1) 住民から災害等の情報
- (2) 災害現場からの情報
- (3) 遠野市災害警戒本部からの情報
- (4) 遠野市災害対策本部からの情報
- (5) 気象及び地象に関する情報
- (6) 関係機関からの情報

(情報収集責任者等の指定)

第2 情報の収集には、情報収集責任者及び情報収集担当者を置く。

情報収集責任者は、次表のとおりとし、又情報収集担当者は、情報収集責任者の所管課とする。ただし、情報収集責任者が必要と認める場合は、この限りではない。

区 分		情報収集責任者	
		昼 間	夜 間・休日等
災害発生時及び災害の発生が見込まれる場合	通常警防体制	保安施設課長	保安施設課長 又は消防署長
	特別警防体制	消防総務課長	

(情報収集及び伝達)

第3 情報収集責任者は、火災その他の災害及び予想される災害の事態等の情報並びに地震等による災害に係る重要な気象情報等を収集し、迅速かつ的確に把握するとともに早期に関係機関に伝達する。

(情報収集及び伝達時の留意事項)

第4 情報収集責任者は、次の事項に留意して情報活動に努めること。

- (1) 災害時の情報活動を円滑にするため通信指令室を警防本部指令室と位置付けて、現場指揮本部及び関係機関等との連携を図り、情報の一元化を図ること。
- (2) 情報収集責任者は、各種情報を克明に記録する。
- (3) 災害情報により迅速な判断と的確な対応を行うため随時消防長に報告するとともに、関係機関への報告及び通報等の連絡を行うこと。
- (4) 報道機関の対応は克明に記録し、重要事項については消防総務課長の指示により、情報公開に備えること。